

特別徴収（引き落とし）の対象となる年金とはどのようなものですか？

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等が対象です。障害年金や遺族年金などからは、市県民税の引き落としはされません。

年金以外に所得がある場合、引き落としされる市県民税額はようになりますか？

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市県民税のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した市県民税は、これまでどおり給与からの特別徴収（引き落とし）または普通徴収で納めていただきます。

市県民税	これまでの納付方法	これからの納付方法
年金所得分	給与からの特別徴収 または 普通徴収	年金からの特別徴収
給与所得分		給与からの特別徴収 または 普通徴収
その他の所得分 (事業所得、不動産所得など)		給与からの特別徴収 または 普通徴収

＜普通徴収＞とは、納付書による窓口払い、口座振替などで納めていただくことです。

特別徴収（引き落とし）が中止される場合はあるのですか？

特別徴収（引き落とし）開始後に、ほかの市区町村に転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収（引き落とし）が中止となり、残りの額を普通徴収の方法で納めていただきます。

平成21年度の納め方はどうなりますか？

平成21年度は年度途中から制度を開始するため、6月と8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収で納めていただき、10月、12月、2月は年税額の6分の1ずつを年金から引き落とします。

平成22年度以降の特別徴収額はようになりますか？

4月、6月、8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月、12月、2月は、年税額から4月、6月、8月の税額を差し引いた残りの額を引き落とします。

平成21年度の納め方

月	納付書で納める (普通徴収)		年金からの引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

平成22年度（以降）の納め方

月	年金からの引き落とし (特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残り1/3ずつ		

これまで口座振替で市県民税を納付していましたが、どうなりますか？

年金所得で計算した市県民税額は、今後は年金から引き落とすことになるため口座振替をご利用できません。ただし、普通徴収で納めていただく給与所得や事業所得などの金額から計算した市県民税額や平成21年6月、8月に納めていただく年金所得で計算した市県民税額は、これまでどおり口座振替をご利用できます。

★今回の改正によって、65歳未満の方についても年金所得の金額から計算した市県民税は、給与から特別徴収することができなくなり、普通徴収の方法で納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

この制度についてのお問い合わせ先

- 市庁舎本館市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317 (直通)
- 東予総合支所税務課 税務係 TEL0898-64-2700 内線121
- 丹原総合支所総務課 税務係 TEL0898-68-7300 内線214
- 小松総合支所総務課 税務係 TEL0898-72-2111 内線114